

恩納村へ婚姻届を提出する予定の方へ 村民課からのお知らせ

※別の市区町村に
住所・本籍がある方は
変更事項が反映されるまで、
日数がかかります。
ご注意ください！



婚姻後の住民票や戸籍について

恩納村外に住所・本籍がある場合、届書を受領後、恩納村役場の戸籍係から下記のように関連する市区町村役場へ婚姻届の写し等を郵送します。



それぞれの市区町村役場に郵送が届き次第、作業にとりかかりますので、変更事項が反映されるまで、日数がかかります（郵便事情により1～2週間程度かかる見込みです）。

◆ 住民票について

恩納村からの通知によって変更されるのは、本籍・筆頭者・氏 等です。

住所変更や世帯合併、印鑑登録の変更（旧氏で登録している場合）等は、ご自身で行う必要があります。必要に応じて、お住いの市区町村役場で後日お手続きください。

（※手続き内容によっては、承諾書や委任状等の添付が必要な場合がありますので、お住いの市町村へお問合せください。）

◆ マイナンバーカードをお持ちの方

婚姻届出により氏が変わる方は、変更事項が反映された後に、カード持参のうえお早めにお住いの市区町村役場でお手続きください。

※カード記載内容に変更が発生した方が対象。本籍・筆頭者の変更のみの方は手続き不要。

※カード記載内容（氏名・住所等）に変更が生じた場合は、90日以内に手続きを行わないと、カード失効になりますのでご注意ください。

受理証明書について

受理証明書は受理した市区町村役場での発行となります。（手数料 小350円、大1,400円）恩納村では、早くても受理日 翌日の午後以降に発行しております。状況によっては、さらに日数がかかることもあります（土日の届出の場合は火曜日の午後以降に発行）。後日、受理証明書が必要となった場合には、役場窓口での申請、または恩納村役場のホームページをご覧くださいのうえ、郵送請求にてご請求ください。

土日祝日や平日夜間に届出をする場合

届書等は守衛が預かりします。その際、書類の内容確認はできませんので、必要書類をそろえた後、届出前日までに、最寄りの市区町村役場の戸籍担当窓口にて事前審査を済ませるようお願いいたします。守衛室は、役場ロータリー付近の出入口にあります。婚姻届書、戸籍謄本（恩納村に本籍がある方は不要）を持参のうえ、本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）も忘れずをお願いします。

お問合せ先 恩納村役場 村民課 戸籍係
TEL 098-966-1205